利付国庫債券（30年）(第48回)	1.4%	令和27年９月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第49回)	1.4%	令和27年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第51回)	0.3%	令和28年６月20日	700,000,000円
利付国庫債券（40年）(第１回)	2.4%	令和30年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（40年）(第２回)	2.2%	令和31年３月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（40年）(第３回)	2.2%	令和32年３月20日	2,700,000,000円
利付国庫債券（40年）(第４回)	2.2%	令和33年３月20日	32,600,000,000円
利付国庫債券（40年）(第５回)	2.0%	令和34年３月20日	6,400,000,000円
利付国庫債券（40年）(第８回)	1.4%	令和37年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（40年）(第９回)	0.4%	令和38年３月20日	2,500,000,000円

○財務省告示第三百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第488回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で17,494,800,000円
6　払込金額	17,503,547,400円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和８年10月９日
10　発行価格	額面金額100円につき100円５銭
11　利率	年1.7%
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{38}{365}$
13　初期利子	令和９年３月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和10年９月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和８年10月９日

○財務省告示第三百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年十月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第187回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で5,779,850,000円
6　払込金額	5,786,785,820円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和８年10月13日
10　発行価格	額面金額100円につき100円12銭
11　利率	年2.2%
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{115}{365}$
13　初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和13年６月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和８年10月13日

○財務省告示第三百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき